

## 川崎市電子メール配信サービス運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、電子メールを利用して、本市の行政情報等を市民等に提供する川崎市電子メール配信サービス（以下「配信サービス」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 電子メール配信サーバ（以下「サーバ」という。）配信サービスのために必要な情報処理装置とその周辺機器及びこれらに導入されるソフトウェアをいう。ただし、特定の業務処理を行うことを目的として、各課が独自に電子メール配信機能を有する機器等を整備して情報配信するものを除く。
- (2) 情報配信課 配信サービスを利用して、電子メールにより市民等に情報を配信する課（課を置かない部、課を置かない部に相当する室並びに課に相当する室及びセンターにあっては、当該部、室又はセンター）をいう。

### (統括管理者)

第3条 配信サービスの全体管理のため、統括管理者を置く。

- 2 統括管理者は総務企画局シティプロモーション推進室担当課長をもって充てる。
- 3 統括管理者は、次に掲げる職務を行う
  - (1) 市民、事業者等からの配信サービスの運営管理に関する問い合わせへの対応
  - (2) 情報配信課が発信する情報の基本要件に係る管理
- 4 統括管理者は、配信サービスを利用しやすいものとするために、必要に応じて情報配信課の長に指導及び助言を行うことができる。
- 5 統括管理者は、配信サービスの適正な運営のため、必要に応じて情報配信課で行う配信処理の停止等を行うことができる。

### (サーバ管理者)

第4条 サーバを管理するため、サーバ管理者を置く。

- 2 サーバ管理者は、総務企画局情報管理部システム管理課長をもって充てる。
- 3 サーバ管理者は、次に掲げる職務を行う
  - (1) サーバの障害発生原因の調査及びその復旧措置
  - (2) 情報のバックアップ
  - (3) 登録情報のセキュリティ対策
  - (4) その他サーバ管理に必要な事項

(情報管理者)

第5条 配信サービスで配信する情報を管理するため、情報管理者を置く。

- 2 情報管理者は、情報配信課の長をもって充てる。
- 3 情報管理者は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 配信情報の新規登録、修正及び削除
  - (2) 配信情報に関する配信先（電子メールアドレス）の管理
  - (3) 配信情報に関する市民等からの問合せへの対応
- 4 情報管理者は、配信する情報、配信時期及び配信先電子メールアドレスに関し、すべての責任を負うとともに、配信サービスの利用登録をした市民等からの信頼を失うことがないように、継続的な情報配信を行うこと。

(利用手続)

第6条 配信サービスの利用の開始・変更及び停止を行う課は、「川崎市電子メール配信サービス利用等申請書（第1号様式）」を統括管理者に申請をするものとする。

- 2 統括管理者は、前項の申請内容に不備がないと認めるときは、「電子メール配信サービス利用等承認書（第2号様式）」により申請課に通知するものとする。

(川崎市ホームページへの登録等)

第7条 統括管理者は、第6条第2項の規定に基づき配信サービスの利用を承認したときは、その配信内容に係る基本的な事項を川崎市ホームページに掲載し、市民等に案内するとともに、配信サービスのシステムに情報配信課に係る基本的な事項を登録するものとする。

(運用時間)

第8条 配信サービスは、原則として通年稼働とする。

(運用の停止)

第9条 前条の規定にかかわらず、サーバ管理者は、サーバの保守作業、障害復旧作業及びその他必要と認めるときは、サーバを停止することができる。

- 2 サーバ管理者は、前項においてサーバを停止する場合は、事前に統括管理者に通知しなければならない。ただし、緊急に停止する必要がある場合は、停止後速やかに報告するものとする。

(その他必要な事項)

第10条 この要領に定めるもののほか、配信サービスの運営について必要な事項は、統括管理者及びサーバ管理者が協議の上、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。